

固定資産（未登録家屋）所有者変更届に添付する書類（相続）

1 遺言により相続する場合

以下のいずれかの遺言書

- ・公正証書遺言書
- ・自筆証書遺言書
- ・秘密証書遺言書

※上記の内、家庭裁判所において検認を要するものについては、検認済証明書または遺言書証明書が必要です。

2 遺産分割協議書により相続する場合

- 遺産分割協議書
- 上記遺産分割協議書の相続人全員の印鑑登録証明書

3 調停、審判、裁判などの結果により相続する場合

- 調停書などの当該事実を証明できる書類

4 法定相続人が一人しかいない場合

以下のいずれかの書類

- ・被相続人の出生から死亡までの戸籍一式
- ・法務局の認証印がある法定相続情報一覧図

※相続放棄の結果、法定相続人が一人になったときは、相続放棄した方の相続放棄申述証明書等も添付してください。なお、法定相続情報一覧図の中でわかる場合は不要です。

5 法定相続持分で相続する場合

- 法定相続人が分かる戸籍一式、または法定相続情報一覧図
 - 法定相続人全員の住民票または戸籍謄（抄）本または戸籍の附票
- ※ただし、法定相続情報一覧図提出の場合は不要です。
- 法定相続人全員の署名、または記名と押印（認印可）

※相続放棄した者がいる場合は相続放棄申述証明書等を添付してください。

6 上記1から3の内、添付書類は用意できないが、特定の相続人に相続する場合

- 法定相続人が分かる戸籍一式、または、法定相続情報一覧図
- 法定相続人全員の署名と実印の押印
- 法定相続人全員の印鑑登録証明書

※相続放棄をした方がいる場合は相続放棄申述証明書等を添付すれば、その方の記名押印及び印鑑登録証明書は不要です。

全体注意事項

- ※変更届の新所有者欄には署名または記名押印が必要です。
- ※新所有者で共有とする場合は代表者を指定してください。指定がない場合は松山市の共有名義の代表者の決め方によって、代表者を定め、納税通知書等を送付いたします。
- ※法人が新所有者になる場合は、変更届に会社印を押印し、法人の印鑑証明書を添付してください。
- ※添付書類は全て写しで構いません。
- ※変更届及び添付書類は資産税課（市役所本館2階）に提出してください。支所、サービスセンター等では受付できません。
- ※郵送による提出、変更届の記入方法、添付書類の内容に不安がある場合などは、下記までお問合せください。
- ※パソコンにて届出を作成した場合は、記名扱いのため、押印が必要です。
- ※押印する判子にスタンプ式（シャチハタ等）は使用できません。

【書類の提出・お問合せ】

松山市役所 理財部 資産税課（松山市役所本庁2階）

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2

電話 089-948-6312

FAX 089-934-1802